

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○不健全図書類の指定……………一  
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一

○建築基準法による道路の指定(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………一

○港湾施設の臨時休場……………(港湾局港湾経営部経営課)……………一

○東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程……………四

### 公告

○土地区画整理事業の換地処分……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………四

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………四

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………五

○当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………六

## 告示

### ●東京都告示第七百四十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年五月十八日

東京都知事 小池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二七〇	雑誌	ジュネットコミックス333	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二七一	雑誌	ピアスシリーズ518	青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		心肺停止から始まる恋もある♥	
		四七七〇〇一〇八	
		サン・メディアアレップ株式会社	
		ムীগコミックス	
		ビーエフシリーズ	
		異常愛執淫靡録1	
		五八八一五一八	
		ロングランドジェイ有限公司社	

四二七一 雑誌 同右

### ●東京都告示第七百四十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年五月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十年五月二十八日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社シテイ・ハウジング

(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 仁

(三) 主たる事務所の所在地 大田区西糀谷四丁目二十八番十八号

(四) 免許証番号 東京都知事(8)第五二四一五号

(五) 免許年月日 平成二十八年十二月十一日

### ●東京都告示第七百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十年四月二十四日	武蔵村山市榎三丁目十三番一、同番三、同番四及び同番八の各一部、同番八地先並	延長 一四九一・八 幅員 四・〇〇

びに同番九、十六番一から同番三まで、三十一番一から同番三まで、三十二番一、同番三、同番十一及び三十三番一の各一部、同番一地先並びに同番六、同番十二、同番十五、同番十七及び三十八番二十一の各一部、同番二十一地先並びに四十番七、同番十四、四十一番一から同番五まで、同番二十六、同番二十七、四十二番一、同番二及び同番十九の各一部、同番二十、同番二十二、同番二十三、同番二十三地先、同番二十四から同番二十七まで並びに同番二十八及び同番二十九の各一部、同番三十、同番三十一並びに四十三番一、同番五及び十六番二の各

一部、同番二地先並びに六十七番十及び六十八番一の各一部、同番一地先並びに同番五及び同番九の各一部、同番十並びに六十九番二及び同番八の各一部、同番九から同番十一まで、同番二十一並びに七十番七、同番十、七十一番一、同番三、同番五、同番六、同番九、七十七番、七十九番一、同番三、同番六から同番八まで、八十番一、八十一番一、八十二番三、同番十一、同番十二及び八十三番一から同番三までの各一部、同番三地先並びに八十四番一、同番二及び同番六の各一部、同番六地先並びに同番八、同番九、八十六番一、同番四、八十七番

九十一番二及び同番三の各一部、同番四並びに同番五及び同番六の各一部、同番六地先、九十二番一の一部、同番七、同番八並びに九十四番四、九十五番八、同番九及び百十二番一の各一部、同番一地先並びに百十三番一、同番七、百十五番五、同番六及び百十九番一の各一部、同番一地先並びに同番二、百二十番二、本町一丁目六十二番六及び六十三番一の各一部、同番一地先並びに同番三、同番四及び同番六の各一部、同番六地先並びに同番七、六十四番七、七十七番一、同番二、七十八番一、同番二及び同番五の各一部

●東京都告示第七百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

平成三十年四月三日

東村山市本町一丁目一番五、同番五地先、同番六の一部、同番十一、同番十三、同番十四、二番五、同番六、同番八の一部、同番十二並びに四番一から同番三まで、同番七、同番八、同番三十及び同番三十一の各一部、同番三十二から同番三十七まで並びに同番五十一及び同番五十二の各一部、同番五十三並びに同番

延長  
六一〇・二五  
幅員  
二二・〇〇  
二四・〇〇

同番五十四及び同番六十四の各一部、同番六十五、同番七十一の一部、同番八十九並びに五番四、同番十四、同番二十一及び同番二十三の各一部、同番二十四、同番三十三の一部、同番三十四、同番三十五並びに十番七及び同番八の各一部、同番四十三、同番四十三地先、十三番十五から同番十七まで、同番二十、同番二十一、同番二十二の一部、同番四十四から同番四十九まで並びに十三番三、同番四、同番八、同番九及び同番三十の各一部、同番三十一から同番三十五まで、同番三十六の一部、同番五十三、同番五十四、同番六十八から同番七十七まで並び

に十六番一及び同番三の各一部、同番四、同番六、同番九、同番十の一部、同番十九、同番二十一から同番二十三まで並びに十七番一から同番三まで及び十八番一の各一部、同番二十四、同番二十五、二十番一から同番三まで並びに同番四、同番五、同番六、同番七、同番八、同番九、同番十、同番十一、同番十二、同番十三、同番十四、同番十五、同番十六、同番十七、同番十八、同番十九、同番二十、同番二十一、同番二十二、同番二十三、同番二十四、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百

同番五十四及び同番六十四の各一部、同番六十五、同番七十一の一部、同番八十九並びに五番四、同番十四、同番二十一及び同番二十三の各一部、同番二十四、同番三十三の一部、同番三十四、同番三十五並びに十番七及び同番八の各一部、同番四十三、同番四十三地先、十三番十五から同番十七まで、同番二十、同番二十一、同番二十二の一部、同番四十四から同番四十九まで並びに十三番三、同番四、同番八、同番九及び同番三十の各一部、同番三十一から同番三十五まで、同番三十六の一部、同番五十三、同番五十四、同番六十八から同番七十七まで並び

まで並びに二十三番一、同番十五及び同番十六の各一部、同番十七、同番十八並びに同番三十七から同番四十二まで

●東京都告示第七百四十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、未来型花火エンターテインメントSTAR ISLANDが中止となった場合は、休場しない。

平成三十年五月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 種類 橋りょう付帯施設(遊歩道)
二 名称 レインボーブリッジ橋りょう付帯施設
三 休場日時 平成三十年五月二十六日午後六時から午後九時まで(未来型花火エンターテインメントSTAR ISLANDが同月二十七日に順延された場合は、同日の午後六時から午後九時までとする。)

四 理由 未来型花火エンターテインメントSTAR ISLANDの実施に伴う混雑及び事故防止のため

規程(交)

●交通局規程第二十二号

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年五月十八日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程

東京都交通局指名業者選考委員会規程(昭和三十九年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「総務部総合技術調整担当課長」を「総務部技術調整担当課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により小金井市東町二丁目土地区画整理事業共同施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

東京都知事 小池 百合子

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年五月十八日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 商号又は名称を変更した事業者

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 新商号又は名称, 旧商号又は名称, 事業所所在地. Includes entries for ライブウ エル株式会社 and エイスタイル 会社.

二 事業所の所在地を変更した事業者

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新事業所所在地, 旧事業所所在地. Includes entries for 竹馬商工株式会社 and 神戸工業株式会社.

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新事業所所在地, 旧事業所所在地. Includes entry for ライブウ エル株式会社.

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新事業所所在地, 旧事業所所在地. Includes entry for 株式会社 水道11番.

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新事業所所在地, 旧事業所所在地. Includes entry for 株式会社 DKK.

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新事業所所在地, 旧事業所所在地. Includes entry for 株式会社 貫井道浩.

三 代表者を変更した事業者

Table with 4 columns: 受理年月日, 指定番号, 商号又は名称, 新代表者名, 旧代表者名. Includes entry for 株式会社 貫井道浩.

十年三月一日	貫井産業 東村山支店	木村 秀美 大和田八郎
同日	五建工業 株式会社	高宮 賢悦 久我 治子
同日	竹馬商工 株式会社	稲田 剛 稲田 豊
同日	信和管工 株式会社	齋藤 謙治 齋藤 養蔵
同日	有限会社 アクア齋藤設備企 画	田村 嘉啓 田村 一夫
同日	有限会社 タムラ工 業所	石川 美紀子 石川 真澄
同日	有限会社 井戸藤工 業	豊島 邦夫 豊島 政一
同日	有限会社 布川 賢一 川又 美晴	関根 英介 関根 儀秋
同日	有限会社 八千代水 道株式會 社東京支 店	

条の規定により公告する。  
平成三十年五月十八日  
東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者	指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五五〇一	五五〇一	株式会社 創研	北川 研一	渋谷区代々木一丁目 三十八番九号
五五〇二	五五〇二	株式会社 アスファ シリテイ	宇堅 直樹	練馬区大泉町四丁目 四十五番二号
五五〇三	五五〇三	株式会社 林設備	林 慎一郎	世田谷区喜多見五丁 目十一番十七号
五五〇四	五五〇四	株式会社 ケイズ設 備	毛塚 裕史	杉並区堀ノ内二丁目 十五番十七号
五五〇五	五五〇五	株式会社 真和建設	田宮 真志	八王子市大塚千八百 三番地十
五五〇六	五五〇六	株式会社 貴堀建設	仁瓶 義治	江戸川区江戸川五丁 目四十番地一
五五〇七	五五〇七	株式会社 ネクスス	大村 興治	西東京市芝久保町三 丁目六番六号
五五〇八	五五〇八	株式会社 ソリド・ ワン	有馬 弘宣	西東京市東伏見三丁 目六番十九号
五五〇九	五五〇九	株式会社 阿波建設	趙 剛	荒川区東尾久三丁目 十五番八号 ハイム K一〇一
五五〇一〇	五五〇一〇	株式会社 グリーン	川原美保子	台東区入谷一丁目二 番三号 K・Kビル 五階
五五〇一一	五五〇一一	株式会社 オーパス	馬場功次郎	杉並区井草五丁目十 八番十三号 KIビ ル四〇二

五五〇二	株式会社 レンジャ 工業株 式会社	岡部 博	中央区日本橋蛸殻町 一丁目六番四号 エ ステムプラザ日本橋 三〇三
五五〇三	株式会社 D i a d v a n c e 東京支 店	川手龍之進	江戸川区東葛西七丁 目十八番十号 クレ セールII二号
五五〇四	株式会社 実來	小島 千種	八王子市子安町三丁 目十六番四号

二 指定年月日  
平成三十年四月四日

雑報

東京都指定排水設備工事事業者の指定について  
東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 平成三十年五月十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七百六十回全国自治宝くじ

八十億円 四千万枚

（二十億円を一単位（一ユニット）として四単  
 位（四ユニット）。）

一枚二百円

平成三十年八月二十二日から同年九月十一日ま  
 で

- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 （郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

